

第 6 回 法の下の平等

今回は、平等について考えます。

平等とは、そもそもどういう意味でしょうか。日本国憲法 14 条に定める法の下での平等とは、どういう意味でしょうか。

ふだん私たちが何気なく用いている「平等」という言葉について、改めて真剣に考えてみましょう。

1. 法の下での平等の意義

- ・ 14 条は、国家から不当に差別を受けない権利を個々の国民に保障するだけでなく、国家が国民を不当に差別してはならないというルールをも規定したものである。
- ・ 法の下での平等とは、法適用の際のみの差別の禁止であるのか、それとも、法適用のみならず立法の際の差別の禁止をも含むのか、学説上争いがある。
- ・ 法の下での平等とは、形式的平等を意味するが、実質的平等をも志向しようとする意味であり、また、絶対的平等ではなく、相対的平等を意味する。
- ・ 14 条 1 項後段に列挙された 5 事項（人種、信条、性別、社会的身分、門地）は、例示的なものであって、これ以外の事項についても差別は許されない。

2. 優先処遇と逆差別

- ・ 伝統的に構造的な差別を受けてきた特定のグループを優遇する措置は、実質的平等を実現するためには一定程度は認められるが、行き過ぎた優遇措置はかえって平等原則違反の問題となりうる。

3. 尊属殺人事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 4 月 4 日刑集 27 卷 3 号 265 頁）

- ・ 自己又は配偶者の直系尊属に対する殺人について、一般の殺人罪よりも重罰を科す刑法 200 条の規定（1995（平成 7）年の法改正により削除された）が、日本国憲法 14 条に違反するとして提起された事件である。
- ・ 最高裁判所の多数意見は、尊属に対する尊重報恩という道義を保護する立法目的は合理的であるが、刑の加重の程度が極端であり、立法目的達成手段として合理的ではないので、違憲であると判示した。
- ・ これに対し、立法目的自体が違憲であるという 6 名の裁判官による意見が付されている。田中二郎・小川信雄・坂本吉勝裁判官は、尊属殺人に関する規定を設け差別的取扱いを認めること自体が、14 条 1 項に違反するとし、下村三郎裁判官は、時世の推移などを踏まえれば、尊属殺人に対する処罰規定を存置し、その刑を加重することに合理的根拠はないと述べ、色川幸太郎裁判官は、古い家族制度と結びついたまま道徳を温存しようとする法律は憲法によって否定されなければならないとし、また、大隅健一郎裁判官は、夫婦や直系親族の相互間の殺害行為について、近親殺という特別の罪を設けることや刑を加重することは、合理的な範囲を超えない限り、立法政策の問題であるが、尊属に対する卑属による殺害行為についてのみ刑を加重することが認められないと主張した。
- ・ 下田武三裁判官は、尊属に対する敬愛を重視すべきものとし、刑法 200 条のような法定刑を規定することも不合理であるとは考えられず、裁判所が立法の先取りをなすような判断を下すことは司法の謙抑の原則に反するとして、反対意見を述べた。
- ・ 刑法 200 条は、違憲判決後も長らく改正されず、最高検察庁が尊属殺人であっても普通殺人罪（刑法 199 条）で起訴するよう通達することによって対応された。結局、1995 年に、刑法の条文を文語体から口語体に変更する際に、刑法 200 条は、他の尊属への犯罪に対する重罰規定（尊属傷害致死罪に係る刑法 205 条 2 項等）とともに削除された。

今回は、消極的権利（自由権）の 1 つである精神的自由権のうち、内心における精神活動を中心とする人権である思想・良心の自由（19 条）、信教の自由（20 条）及び学問の自由（23 条）について検討します。いずれもきわめてシンプルな規定です。一度、これらの条文を読んでおきましょう。